# **葛** 飾 区 分 別 収 集 計 画 (第 10 期)

## 1 計画策定の意義

限りある資源を有効に活用する「資源循環型地域社会」を構築するためには、 私たち一人ひとりが積極的に取り組むことが必要です。

本区では、ごみとなるものの発生を減らし(発生抑制:Reduce)、使えるものは繰り返し使い(再使用:Reuse)、ごみとなったら資源として再利用する(再生利用:Recycle)という3Rの普及啓発を行ってきました。その結果、区民1人1日あたりのごみ量は着実に減少傾向を示しており、区民や事業者に3Rの意識が浸透してきています。

本計画は、葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次)(令和3年4月)に掲げる資源循環型地域社会の形成を目指すため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化を図るとともに、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任に基づいて取り組むべき方針を示したものです。

#### 2 基本的方向

葛飾区の特性を活かし、区民・事業者・区が一体となり、一般廃棄物の発生抑制を最優先とした持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させることを目指します。

#### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレイ (白色、その他)、ペットボトル・食品トレイ以外のプラスチック製容器包装を対象とします。

# 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (第8条第2項第1号)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	21, 968 t	21,896 t	21,824 t	21, 753 t	21, 684 t

# 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(第8条 第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、以下の施策を実施します。 実施にあたっては、区民、事業者、区がそれぞれの立場から役割を分担し、 相互に協力・連携を図っていきます。

## ○普及啓発等の充実

- ・ごみ減量の必要性や具体的な取組方法について、広報紙、かつしかFM、ホームページ、「資源とごみのカレンダー」、スマートフォン用アプリケーションなどを活用し、情報提供を行っています。また、ごみ減量・3 R推進キャラクターを活用して、メディア等でごみ減量・3 Rに関する PRを推進していきます。
- ・かつしかエコライフプラザを活用し、区民・事業者に対する情報提供の場、また、活動の場としての機能を充実させていきます。併せて、3R 推進パートナーの活動拠点としての活用を推進していきます。

### ○環境学習の充実

- ・子どもを対象とした環境学習については、子ども一人一人の行動がごみ減量・3Rの促進に結び付くよう、内容の充実を図るとともに、実施園・ 実施校を拡大していきます。
- ・大人を対象とした環境学習については、より身近なものとして、ごみ減量・3Rを実践するきっかけとなるようにリサイクル関連施設などでの環境学習の実施を検討します。また、区民・事業者との協働により、地域における分別排出ルールの周知や啓発を実施していきます。
- ・事業者向けの環境学習では、啓発本等を活用し、3Rを意識した、さらなるごみの適正処理・減量の取組を通じ、環境への負荷を低減する「資源循環型地域社会」の形成に向け、事業者向けの環境学習に取り組みます。

# ○区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進

・区民・事業者・区で構成する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」では、区民や事業者が容易に実践することができる取組みを検討・決定する他、ごみ減量キャンペーンにおけるマイバッグの普及・利用促進などの活動を行っています。今後は、レジ袋だけでなく、ワンウェイプラスチック製品を削減するため、様々なイベントで活動を実施するとともに、区民団体や事業者団体などと協働し、ごみ減量の推進を図ります。

## ○3 R推進パートナーによる3 R活動の推進

・地域の中で3R活動を積極的に取り組んでいく人材を育成するため、3 R推進パートナー養成講座を実施し、人材を育成してきました。3R推 進パートナーが活躍できる場の環境づくりに今後も引き続き取り組んで いくとともに、自主的に活動できるように支援します。

#### ○多様な資源循環の推進

- ・商店会と協働し、飲食店等で食品をテイクアウトする際にワンウェイプ ラスチック製容器ではなく、繰り返し利用できる容器に詰めて持ち帰っ ていただく取組を検討します。
- ・環境負荷の低減に向け、プラスチックを循環利用するため、民間事業者 との協働によるボトル to ボトルを推進します。
- ・プラスチックの使用が避けられないものに関し、再生材や再生可能資源でもあるバイオマスプラスチックを用いたものを選択いただき、長く使用いただくよう啓発を行います。また、事業者に対しては、代替素材の販売や使用をする小売店に対するインセンティブの検討を行います。
- ・事業者による資源の自主回収を促進するため区では、自主的な資源回収などの環境に配慮した取組を行っている事業所を「エコチャレンジ(事業者部門)」「エコマスター(事業者部門)」認定制度によって認定しています。今後も引き続き、事業者が資源の自主回収に取り組みやすい環境を整えていきます。

# 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分(第8条第2項第3号)

区が分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定めます。 また、区民の協力度及び葛飾区が有する収集機材等を勘案し、収集に係る 区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集する容	収集に係る分別の区分			
主としてスチール製の容器	缶			
主としてアルミ製の容器				
	無色のガラス製容器	びん		
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
主として紙製の容器であっ	て飲料を充てんするためのもの			
	ムが利用されているものを除く)	紙パック		
主として段ボール製の容器		段ボール		
主としてポリエチレンテレ				
あって飲料又はしょうゆ等	ペットボトル			
	白色の発泡スチロール製食品	発泡スチロール製食品		
	トレイ			
主としてプラスチック製	(以下「白色トレイ」という。)	トレイ		
の容器包装であって上記	その他の色の発泡スチロール	(以下「食品トレイ」		
以外のもの	製食品トレイ	という。)		
	ペットボトル・食品トレイ以外	プラスチック製容器包		
	のプラスチック製容器包装	装		

# 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み(第8条第2項第4号)

	R5 年度		R6 年度		R7 年度		R8 年度		R9 年度	
主としてスチール製の容器	803 t		802 t		801 t		800 t		799 t	
主としてアルミ製の容器	137 t									
	(合	·計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
無色のガラス	1, 43	35 t	1,433 t		1,432 t		1,430 t		1,429 t	
製容器	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	1,435 t	t	1,433 t	t	1,432 t	t	1,430 t	t	1,429 t
	(合	計)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
茶色のガラス	616	6 t	616 t		616 t		616 t		616 t	
製容器	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	616 t								
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
その他の色の	910 t		911 t		911 t		911 t		912 t	
ガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)								
	910 t	t	911 t	t	911 t	t	911 t	t	912 t	t
主として紙製										
の容器であっ										
て飲料を充て										
んするための										
もの(原材料	69 t		68 t		68 t		67 t		67 t	
としてアルミ										
ニウムが利用										
されているも										
のを除く)										
主として段ボール製の容器	4. 338 t		4, 337 t							

主としてポリ エチレンテレ フタレート	(合計) 1,787 t		(合計) 1,786 t		(合計) 1,786 t		(合計) 1,786 t		(合計) 1,785 t	
(PET) 製 の容器であっ て飲料または しょうゆ等を 充てんするた めのもの	(引渡量)	(独自処理量) 1,787 t	(引渡量)	(独自処理量) 1,786 t	(引渡量)	(独自処理量) 1,786 t	(引渡量) t	(独自処理量) 1,786 t	(引渡量)	(独自処理量) 1,785 t
主としてプラ スチック製の 容器包装であ	(合計) 2,939 t		(合計) 2,923 t		(合計) 2,906 t		(合計) 2,889 t		(合計) 2,873 t	
って上記以外のもの	<sup>(引渡量)</sup> 2,877 t	(独自処理量) 62 t	<sup>(引渡量)</sup> 2,861 t	(独自処理量) 62 t	<sup>(引渡量)</sup> 2,844 t	(独自処理量) 62 t	<sup>(引渡量)</sup> 2,828 t	(独自処理量) 61 t	<sup>(引渡量)</sup> 2,812 t	(独自処理量) 61 t
(うち自	(合計) 50 t		(合計) 50 t		(合計) 50 t		(合計) 49 t		(合計) 49 t	
色トレイ)	(引渡量) t	(独自処理量) 50 t	(引渡量) t	(独自処理量) 50 t	(引渡量)	(独自処理量) 50 t	(引渡量)	(独自処理量) 49 t	(引渡量)	(独自処理量) 49 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法

直近年度の収集実績と人口推計から区内の排出見込量を推定し、その数値 に回収率を乗じて算定しました。

# 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種 類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
スチール製容器 アルミ製容器	缶	・委託業者による定期収集 ・区民団体による集団回収	委託業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス 製容器	びん	<ul><li>・委託業者による定期収集</li><li>・区民団体による集団回収</li></ul>	委託業者
飲料用紙製容器	紙パック	<ul><li>・委託業者による定期収集</li><li>・区による拠点回収</li><li>・区民団体による集団回収</li></ul>	委託業者
段ボール	段ボール	<ul><li>・委託業者による定期収集</li><li>・区民団体による集団回収</li></ul>	委託業者
ペットボトル	ペットボトル	<ul><li>・委託業者による定期収集</li><li>・区による拠点回収</li></ul>	委託業者
白色トレイ その他の色の発泡ス チロール製食品トレ イ	食品トレイ	・委託業者による定期収集 ・区による拠点回収	委託業者
その他のプラスチッ ク製容器包装	プラスチッ ク製容器包 装	・区による定期収集	委託業者

# 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

民間業者の施設において、選別、圧縮、保管を行います。

# 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、 その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やそ の精度向上を図ります。